

施設における流行前後・ワクチン接種前後の感染対策（参考マトリックス）

令和3年7月2日

原則1：面会等、ご本人の意向を最大限に配慮する

原則2：施設ごとに状況等を踏まえ、適切に判断すること

	ワクチン接種前	ワクチン接種後 (ご本人と面会者が接種済み)
<p>地域で流行していない</p>	<p>○来訪者が使用する可能性のあるすべての入口を特定して健康チェックを実行できるいくつかの入口へ誘導し、それ以外のアクセスを制限する。指定の入口からインターホン等で職員を呼びだしてもらう。入口にはアルコール消毒液と体温計を設置し、検温および手指消毒を実施した上で、来訪者問診票の記入を要請する。非接触型体温計の場合は、外気によって正確に測定できないことがあることに留意。</p> <p>○訪問診療や厨房、自販機入換えなど、週に1回以上来訪する事業者には、その都度アルコール消毒による手指消毒と検温を行い、さらに週1回を目安として来訪者問診票の記入を要請し、状況の把握に努める。</p> <p>○来訪者問診票には、次の項目を記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪後14日以内に発熱や風邪症状が出現した場合は、速やかに当該施設に連絡を入れること ・軽微であっても発熱や咳などの症状があれば面談をお断りすること ・無症状でもマスクを着用、入り口での十分な手指衛生、距離を確保して面談すること ・施設で発生した場合に、来訪者について保健所へ情報提供する必要があること（そのために氏名および連絡先を記入してもらう必要があること） <p>○来訪者問診票で、以下の基本5項目をチェックする</p> <ol style="list-style-type: none"> ①体温 ②当日の有症状（発熱・咳・倦怠感・息苦しさ・味覚、嗅覚異常・咽頭痛・鼻水・嘔気、嘔吐、下痢、頭痛など） ③1週間以内の自身の有症状 ④1週間以内の有症状者との接触歴、および感染者・濃厚接触者との接触歴 ⑤1週間以内の三密な行動歴（家族以外との会食やカラオケ、換気が不十分な場所に集まるなど）、および緊急事態宣言などが発出されている流行地への往来履歴 <p>○面会場所は共有スペースや多床室ではなく、居室（個室に限る）や屋外を含む特定の場所とし、換気に留意する。飲食については、マスク会食や黙食を心がける。</p>	<p>左に同じ 別紙参照 「新型コロナウイルスワクチン接種後に高齢者と接する際の留意点」 「新型コロナウイルスワクチン接種後の高齢者施設における面会のポイント」</p> <p>○外食は宮城県飲食店認証制度に準拠する飲食店などを選択し、込み合う時間を避ける。</p> <p>○面会制限を緩和し、時間や場所も含め、ご本人と面会者の意向に出来るだけ副った形で実施する。</p>
<p>地域で流行している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言 ・まん延防止等重点措置 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者への面会以外の訪問（ボランティア、学生、求職者、見学者、訪問販売、理美容等）は原則として禁止する。 ●家族等の面会は、たとえば予約制として時間や場所を指定し、換気と距離に配慮しながら、できるだけ面会を継続できるように努力する。CO2モニターや空気清浄機の利用も検討する。感染状況が切迫した場合は個別に検討すべき事情（終末期など心情を配慮せざるを得ないケース）を除いて、家族を含むすべての来訪者を制限する。家族には、予めその旨を説明しておく。 ●面会制限によって家族と疎遠にならないよう、利用者の状況について、定期的に電話や手紙で報告する。またWeb面会などの利用を推進する。 ●必要不可欠な医療介護従事者のみが施設や訪問家庭に入る。出入りする者をできるだけ固定する。遠隔医療に対応できるようにタブレット等を準備しておく。 	<p>左に同じ</p>

※宮城県内の発生状況については、こちらのホームページをご覧ください。 URL： <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/02.html>